

産学連携に関する協定書

愛知県立大学（以下「甲」という。）と愛知県立芸術大学（以下「乙」という。）、及び株式会社大垣共立銀行（以下「丙」という。）は、地域社会の発展と人材育成等に資するため、お互いに協力して産学連携活動を実施することに合意したので、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携し、それぞれが有する人的物的資源と知的財産を有効に活用して、地域社会の発展と人材育成等につなげることを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、以下の事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 地域社会の発展のための活動に関すること。
- (2) 企業等からの各種相談に関すること。
- (3) 企業等からの共同・委託研究の推進に関すること。
- (4) 企業等へのインターンシップの促進に関すること。
- (5) 産学連携活動の推進に資するための人材育成に関すること。
- (6) 大学における金融教育に関すること
- (7) その他産学連携活動に寄与すること。

2. 丙は必要に応じて、本協定の目的のために丙のグループ会社を活用する。

（連携調整）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定による連携活動の円滑な運営及び推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する所轄部署を定めるとともに、適宜協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき実施される産学連携活動によりお互いに知り得た事項を第三者に開示し、漏洩してはならない。なお、本条は、本協定の終了後においても有効に継続するものとする。
ただし、次に掲げる情報は秘密保持の対象外とする。

- (1) 情報開示者から開示を受けた際、既に情報受領者自らが所有していた情報。
- (2) 本契約締結時点において既に公知であった情報及び本契約締結後に情報受領者の違反行為によらずして公知となった情報。
- (3) 情報受領者が法律上正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報。
- (4) 情報受領者が、秘密情報を利用することなく、独自に開発した情報。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲、乙及び丙は、自己または自己の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲、乙及び丙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲、乙及び丙は、他当事者が次のいずれかに該当した場合には、催告をしないで、この協定を解消することができる。
- (1) 第1項各号の表明が事実に反することが判明したとき
 - (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の規定によりこの協定が解消された場合であって、解消した当事者に解消により損害が生じた場合には、解消された当事者は、その損害を賠償しなければならない。
5. 第3項の規定によりこの協定が解消された場合には、解消された当事者は、解消による損害について、解消した当事者に対し何らの請求もすることができない。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも特段の申し出がない場合は、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定の改正または廃止が必要な場合、若しくはこの協定の運用等に関して疑義等が生じた場合には、甲・乙・丙協議の上、決定または解決するものとする。

以上の証として、この協定書3通を作成し、3者各1通を保管するものとする。

平成30年 3月29日

甲 愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3

愛知県立大学

学長

高島 孝司

乙 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114

愛知県立芸術大学

学長

松井 公嗣

丙 岐阜県大垣市郭町三丁目98番地

株式会社大垣共立銀行

取締役頭取

土屋 俊彦